

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出の米麦価をめぐる斗争

第四節 主要な供出斗争

青森県下の強権発動反対闘争 青森県における五〇年産米の供出未完了農家は二万四千戸に達し、これに対し当局は五月七日第一次の強権発動をおこない検束者一八〇名を出した(「農民運動資料」第23・24合併号四ページ)。しかし供出進捗率はきわめて低く、日農(統一派)県連三八地協では五人組の部落防衛隊を結成し、たとえば上長苗代村では、村長と交渉して超過供出割当を取消すことに成功した。しかし未完了者の中には自殺未遂者も出るなど事態は悪化したので、日農本部木村、竹村常任は青森県連小笠原委員長と農林省に抗議した。これに対し食糧庁第一部長は「実情を調査し不当な措置があれば取止めさせる」と答えた。その後日農調査によって判明したところによれば(「農民新聞」二七号)、三戸郡田子町では未完納者三二名中三〇名は開拓者だが、これは県が指示した開拓者の反当一斗九升の収穫を町当局が勝手に四斗にした上、病気のための不耕作地に割当てたり、果樹や飼料作物畑などの控除をしないなど、差別的な取扱をしている。また豊栄開拓団の坂下氏は実際耕作は一町歩なのに二町八反、七石五斗の割当をうけ、五石の不納のため五月一六日検束され、釈放後完納の見込みなく、自殺をはかったものである。

栃木県佐野市の減免闘争 佐野市在住の農民に対する五〇年度事前割当は一〇、〇〇八石、虫害と水害による被害の補正として五一五石を減額したが、同時に超供五二一石を割当て、この両者を相殺して結局一〇、〇一四石を割当ててきた。約二〇〇戸の農家は、一、〇〇〇石の減額を要求したが、市長により拒否された。被害のひどい植野船津川部落などの農民の一部はやむをえず牛を売りヤミ米を買い供出したり保有米の中から供出した。部落の組合員一〇名は日農(統一派)県連の応援をえて市長に面会し、「事前割当が完納できるほど米がとれたと思うか、保有米に優先して供出を強制するか、超供はポツダム政令の適用によるものか、超供に法的根拠がないとすれば補正と相殺した割当は違法ではないか」と文書で抗議しこれに対し市長は「超供は法的根拠なし、保有米供出は強制しない」と回答した(「農民運動資料」第42号二七頁)。日農県連はこれを佐野各部落に宣伝したので供出はストップした。「たまたま三月一二日の日農県連第七回大会に於てこの問題が緊急動議として提出され直ちに代表が県知事に抗議に赴むいたが不在のため杉野経済部長と会見し、日農と県当局との共同調査を約束させた。しかるにその後事態の重大性を覚った県当局は県連の再三の要求をサボリ、ひそかに単独に調査におもむき…早乙女氏(組合員)らに抗議され完全にカブトをぬいで農民の要求を完全に認めることになり落ち着いた。植野の農民はこの闘争により三一二名の未供出分を公然たる免除として県側より闘いとったのである(前掲「資料」)。この供出闘争から数年来解体状態にあった植野支部が結成された。なお、栃木県では五一年産米麦は豊作のため平古村の闘争を例外とすれば全県的にそれほど問題はなく、むしろ統制撤廃反対の農民大会等の形で闘争が行われた。

大分県中耶馬溪村自主供出闘争 本年度は冷害虫害のため水稻は平年作の二割から七割の減収であった。村当局は農民の自主供出の要求に対し、農業委員会で検見をおこない、また一月三〇日郡内割当会議で村長は強権供出はせぬ、補正について地方事務所が責任をもつとの条件つきで村割当二、三七七石を引受けた。一二月七日地区への割当にさいし、下郷地区農委会は村長割当に協力できないと反対したが、村長は単独で割当施行を言明した。

大部分の農家は検見に反対し、金吉元組部落などは自主供出を役場に通達したほどであり、日農(統一派)は農業班長会議で数名のグループが自主供出を強調、第二回農委では全体が自主供出の線にまとまるに至った。日農県連は供出問題について農民に訴えるビラを配付した。「一月二九日農業委員会は郡内割当会議に、自主供出量外は受けないことを決定、日農代表四名は同夜農委会長に強権発動反対、天下り割当て拒否を申入れ確約さす、同夜日農青年部二〇数名村長宛に同様要求で面会申込みをしたが村長面会拒否のため二時迄交渉したが一応引上ぐ。翌朝青年部代表五時村長に面会し、天下り割当拒否、強権発動をやらないと確約をとる。…郡内割当に日農代表の発言を封じられたので、今後地方事務所長に面会、天下り割当反対、強権発動をやるな、の申入れをしたが確答はなく、強権発動は村長の意見によってする、地方事務所単独ではやらないと確約。」(「農民運動資料」第37・38合併号三―四頁)。日農は壁新聞で自主供出を訴え、また農業委員会長の区内割当参加の責任を追及しあやまらせる等の闘争をおこなったが、一部委員中に村長協力者が生じな完全な解決を見ないままに割当一、〇六〇石に対し供出一四〇石の成績で年末にいたった。この事例で注目されるのは、農民が自主的に可能量を算定して供出し、日農は自主供出、米価値上げ、検査規格の緩和等中央方針を具体化し、青年団七〇名が統制撤廃反対署名をおこない、この闘争を通じてしだいに日農組織が拡大しつつあることである。

茨城県大谷村の還元米不正摘発闘争 還元米をいくら申請しても貰ったことがない、という農民の不満をただすため、常東農民組合本部は地方事務所、村役場の帳簿をしらべた上、各部落を廻って規定通りに配給されたかどうかを調査したところ、おどろくべき不正事実を発見した。たとえば、帳簿上は、箕輪中佐和組合には五〇年五月から七月までに米二二俵半還元配給したことになっているが、実際は一二俵しか渡されず、また上太田組合には四二俵渡された筈なのに事実上は一七俵しか配給されていない。五一年度も同様で、たとえば五月の還元小麦五八俵の行先をしらべると、役場から牛豚養鶏業者や商人ボス等に売渡されていることが判明、しかもそれが村長承知の下におこなわれていた。この外多くの不正事実が判明したので全村の与論がふつとうし、村政民主化を要求する声が高まった。ついに九月三日常東本部の追求で役場の配給係は辞職し、五日村長と常東組合山口委員長の会見となり、村長も村役場が一部ボスと結合して村民の利益が無視された点を認めつぎの回答があった。

- 一、竹内書記(配給係)をやめさせる。
 - 二、事件の経過と真相を全村民に報告し、村長は村民に陳謝する。
 - 三、村にある土地問題等も法どおり正しく解決するため村長として努力し村政の民主化につとめる。
- (「大谷村還元米ニュース」二号、「農民運動資料」第37・38合併号五ページ以下による)

茨城県北相馬郡 茨城県北相馬郡では水害のため減収甚だしく、五〇年度の未供出が十二月末で七千石におよび(これは県全体の七〇%に相当する)、県当局は取手町に供米督励本部、北文間村に出張所をおき、二、三十名の督励班が百二十戸の未完了農家の間を廻ったが、日農(統一派)が中心となり大衆動員によってこれに反対した。二月一九日附の「人民新聞」は東文間村の供米闘争についてつぎのように報じている。

「東文間村では二月一日トラックに役人三十人がのりつけ、強権発動をはじめたが、福ノ木部落藤代さん方では保有米までもってゆこうとする松浦経済課長に対し、応援に来た共産党布川細胞員に、「どこに保有米まで出せと書いてあるか」とつめよられタバコ持つ手がふるえ

出し、藤代キイさんは「この二人の子供に食べさせる米までとってゆくなら、子供もつれてつてくれ」と血の叫びをあげ、そこへ櫻井農調委員長が酒をのんでつれてこられたので、「異議の申立に対し二十日以内に回答もしないでムリな供出をさせようとし、去年の補正もやらずに強権発動とは何事だ、そんな調整委員があるか、とり消せ」とどなられ、課長は「それはまずい、法律違反だ」と言わざるをえなかった。この間、若い衆は高橋技師をナグリそうになり、この力と応援のためスゴスゴと引き上げ、武装警官三名も表に見ているだけだった。」(人民新聞三月一九日)

福岡の「供米スト」 福岡では全農連(農村連盟)主催で日農、農協など諸団体の代表が一二月六日農民大会を開催し、九八万石の供米割当は今年度の減収にかかわらず過重であり、かつ検査が厳重で三割以上が不合格になる等の理由で「供米スト」を決定した。これは、昨年度の三〇—五〇%を自主供出し、のこりは農民管理のもとに農協倉庫にあずけ、これについては石当り一、五〇〇円を農協が融資することを内容とするもので、四七年一月同県農民が米価に包装費を加算せよと要求して一〇日間供出拒否でたたかった「供米スト」とは趣をことにするが、過重供出に対する抗争としてその意義は大きい。一方農民代表は上京して米価追加払の継続、適正な検査等の要求をなし、この結果県当局は末端割当を約三〇%減じ、年末供出率は九八万石に対し四〇%前後という低率である。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
